

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略）</p> <p><u>令和4年12月23日 一部改正</u></p>	<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略）</p>	
<p><b>（定義）</b></p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 「海外事業資金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ <u>本邦法人若しくは本邦人又は</u>国際機関、外国政府等、外国法人<u>若しくは</u>外国人に対する、本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される<u>本邦法人又は</u>国際機関、外国政府等<u>若しくは</u>外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>ハ（略）</p> <p>三～六（略）</p>	<p><b>（定義）</b></p> <p><b>第2条</b> この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 「海外事業資金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 国際機関、外国政府等、外国法人<u>又は</u>外国人に対する、本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ロ イに規定する資金を調達するために発行される国際機関、外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</p> <p>ハ（略）</p> <p>三～六（略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年1月16日から実施する。</u></p>		